# 文京区 部活動ガイドライン



平成31年3月 文京区教育委員会

# 目 次

# 文京区部活動ガイドライン

文京区部活動ガイ	ドニノハ	(世代24	年つ日)
VR区部活動ノイ	トフィン	$(\Psi b) \prec 1$	年3月)

$\bigcirc$	本ガイドラインの趣旨等 ・・・・ 1
1	適切な運営のための体制整備
'	(1) 文京区部活動の方針の策定等
	(2) 指導・運営に係る体制の構築 ・・・・・ 2
2	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 ・・・・ 3
_	(1)適切な指導の実施
	(2) 部活動用指導手引の活用 ・・・・・4
	(3)安全管理と事故防止
3	適切な休養日等の設定
_	生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備・・・・・・・
4	(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置
	(2)地域との連携等
5	学校単位で参加する大会等の見直し
6	関係資料 ・・・・6
O	〇 部活動指導員に関する実施要綱
	○ 部活動指導補助員に関する実施要綱 • • • • • 9
	〇 平成31年度「中学校部活動指導員」の採用について・・・・11
	〇 平成31年度「中学校部活動指導補助員」の採用について・・13
7	参考資料 • • • • • 14
•	スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
	文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
	東京都教育委員会「運動部活動の在り方に関する方針」
8	関係様式
	〇別紙1 平成31年度中学校部活動採用予定指導員一覧
	〇様式3 承諾書
	〇別紙2 平成31 年度中学校部活動採用予定指導補助員一覧
	〇様式4 承諾書
	〇身元保証書(指導員•指導補助員共通様式)
	〇略歴書 (指導員・指導補助員共通様式)
	〇別紙3 活動方針例
	〇別紙4 年間の活動計画例
	〇別紙5 毎月の活動計画及び活動実績例

# 文京区部活動ガイドライン

(平成31年3月)

## 本ガイドラインの趣旨等

○本方針は、学習指導要領に示されている部活動の意義及び文京区教育員会の教育目標に基づき、文京区立中学校の部活動(運動部活動及び文化部活動)において生徒にとって望ましい実施環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、伝統文化等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む学校教育の意義を踏まえ、生徒がスポーツや文化、科学等に親しみ、部活動を楽しむことでバランスのとれた心身の成長と充実した学校生活を送ることができるようにすること
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、学校教育の一環として教育課程 との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・学校全体として持続可能な部活動の指導・運営に係る体制を構築できるようにすること

#### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 文京区部活動ガイドラインの策定等

- ア 文京区教育委員会は、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び東京都教育委員会「運動部活動の在り方に関する方針」に則り、「文京区部活動ガイドライン」(以下、本ガイドライン)を策定する。
- イ 校長は、本ガイドラインに則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。 教員又は部活動指導員は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記の活動方針及び活動計画等を各部活動通信やホームページへの掲載等 の方法により公表する。

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

校長は、本ガイドラインに基づくとともに、学校の特色や経営方針を踏まえ、特に 以下の点に留意して部活動を適切に管理・運営する。

- ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員(※1)及び部活動指導補助員(以下、部活動指導員等とする)の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- イ 文京区教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況や校務 分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等を任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じたスポーツ、文化的・科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うことや生徒の人格を傷つける言動、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けること、生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)に関する規定を遵守することなどを徹底するため、研修(※2)を行う。

- ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑 み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適 切な校務分掌となるよう留意する。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握 し、生徒及び教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正に努める。
- オ 文京区教育委員会は、部活動指導員等を対象とする指導、緊急対応等の研修並びに 学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営等に係る研修等の取組を行う。
- ※1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する」学校の職員(義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用)。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。文京区教育委員会は、本ガイドラインに基づき、学校における働き方改革に関する業務改善及び勤務時間管理等に係る取組について改善を図り、部活動の趣旨を踏まえ、学校の取組を支援し、部活動の専門的な技術指導及び生徒引率等の生活指導を伴った指導を担うため、平成31年度4月より、校長の要請に応じて部活動指導員を配置する。
- ※2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成29年3月14日付28ス庁第704号)」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

カ 文京区教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)(平成31年1月25日中央教育審議会)」(※3)並びに文京区「学校における働き方改革実施計画」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

#### 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### (1)適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省)等に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止 及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、熱中症事故防止の観点から、「体育・スポーツ活動中の熱中症予防マニュアル」(平成23年6月東京都教育委員会)、「文京区立学校園における熱中症予防緊急対策について」(平成30年7月26日付30文教教教第993号)等を参考に、熱中症事故の防止を図るよう適切に対応する。文京区教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部活動顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

<sup>※3</sup> 当該通知において、「部活動や放課後から夜間等における見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

#### (2) 部活動用指導手引の活用

部活動顧問は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体(スポーツ競技の国内統括団体)並びに文化部活動に関わる各分野の関係団体が作成した指導手引等を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

#### (3) 安全管理と事故防止

校長及び部活動顧問は、以下の項目に留意し、生徒の安全管理及び事故防止に努める。

- ア 日頃から生徒に自分の健康管理について関心や意識をもたせ、適度な休養や栄養の 補給について留意させる。
- イ 活動の際は、生徒の健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては、無理 をさせず、活動内容を制限させたり休ませたり適切に判断する。また、 健康診断等 で活動に制限等がある生徒に対しては、医師の指示に従うとともに、保護者や養護教 論等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておく。
- ウ 活動する施設・設備・用具の整備や点検を行うなど、学校全体として事故の未然防止に努め、安全に対する意識を高める。また、生徒にも施設の使用方法、使用する器具の正しい使用法と危険性を理解させ、事故の未然防止のための指導を行う。
- エ 活動時の気象条件(暴風・大雨・大雪等)や環境条件(気温・湿度等)について、 気象庁が発表する情報及び「文京区台風接近・通過等に伴う気象警報発表時の対応に ついて」(平成30年9月27日付30文教教教第1230号)に基づいて対応するとともに、 状況に応じて練習の中止や中断の判断を適切に行う。

### 3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食 事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とす る。

#### 【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える)。活動場所の関係により、独自の工夫も考えられるため、その場合は教育委員会と協議の上、休養日を確保することとする。
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

#### 【活動時間】

1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、決められた時間の中で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- イ 校長は、1 (1) に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、 上記の基準を踏まえるとともに、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、各部活動通信やホームページへの掲載等公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適 宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。
- ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。 ただし、定期考査や公式大会等の前後については、例外も有り得る。

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

#### (1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

- ア 校長は、学校や地域の特色を生かし、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うこと ができる部活動を設置するように努める。
- イ 文京区教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技、分野の部活動を 設けることができない場合には、生徒の部活動の機会が損なわれることがないよう、 複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動の取組を推進する。

#### (2) 地域との連携等

- ア 文京区教育委員会及び校長は、生徒の地域環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等を促進し、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。
- イ 文京区教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、文化・スポーツ施設等の充実を支援するパートナーという考え方の下で、 こうした取組を推進することについて保護者の理解と協力を促す。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

文京区教育委員会は、東京都教育委員会や東京都中学校体育連盟及び東京都中学校 文化連盟等の運営組織と連携し、学校の部活動が参加する週末等に開催される大会や 試合、コンクール等の全体像を把握し、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の 負担が過度とならないことを考慮して、各学校の部活動が参加する大会数の上限の目 安等を定められるよう働き掛ける。校長は、上記の目安等を踏まえ、参加する大会や 試合、コンクール等を決定する。



